

予算第18号議案

令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

| | 年間 | 1日平均 |
|-------|--------------|----------|
| 運転車両数 | 66,964両 | 183両 |
| 運転キロ | 22,379,103km | 61,145km |
| 輸送人員 | 103,103,664人 | 281,704人 |

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 高速鉄道事業収益 | 25,871,643千円 |
| 第1項 営業収益 | 21,466,523千円 |
| 第2項 営業外収益 | 4,405,120千円 |

支 出

| | |
|-------------|--------------|
| 第1款 高速鉄道事業費 | 30,183,906千円 |
| 第1項 営業費用 | 28,025,687千円 |
| 第2項 営業外費用 | 2,058,219千円 |
| 第3項 予備費 | 100,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,391,817千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

| | | |
|-----|-----------|--------------|
| 第1款 | 資 本 的 収 入 | 23,298,162千円 |
| 第1項 | 企 業 債 | 15,018,000千円 |
| 第2項 | 出 資 金 | 3,713,000千円 |
| 第3項 | 補 助 金 | 4,048,783千円 |
| 第4項 | 財 産 収 入 | 19,380千円 |
| 第5項 | 基 金 繰 入 金 | 108,000千円 |
| 第6項 | 雑 収 入 | 390,999千円 |

支 出

| | | |
|-----|-------------|--------------|
| 第1款 | 資 本 的 支 出 | 33,689,979千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費 | 19,546,079千円 |
| 第2項 | 企 業 債 償 還 金 | 12,971,581千円 |
| 第3項 | 投 資 | 350,379千円 |
| 第4項 | 保 証 金 返 還 金 | 108,000千円 |
| 第5項 | 他 会 計 繰 出 金 | 513,940千円 |
| 第6項 | 予 備 費 | 200,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------|---------|--------------|
| 高速鉄道事業修繕等 (令和5年度) | 令和5～6年度 | 129,540千円 |
| 高速鉄道事業建設 (令和5年度) | 令和5～8年度 | 11,667,034千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| | | |
|----------------|--|---------------------------|
| 起債の目的 及び限度額 | 高速鉄道事業 特例債 | 14,503,000千円 515,000千円 |
| 起債の方法 | 公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 | |
| 利 率 | 9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | |
| 償還の方法 | 借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,422,901千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

| 事業名 | 当年度予定額 | 事業概要 |
|-----------|-------------------|---|
| 高速鉄道建設 | 千円 18,681,732 | 可動式ホーム柵設置工事、新長田駅大規模改修工事、北神線増備車製造、板宿駅大規模改修工事、ワンマン化対応改修、駅務機器更新費用、総係費等 |
| 付帯事業建設 | 864,347 | 西神中央百貨店ビル外壁改修工事、駅ビル設備改修工事、ほか関連事業施設改修等 |
| 合計 | 19,546,079 | |